

令和4年度第1回個人情報保護審議会会議録

- 1 開催日時
令和4年11月28日（月）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
三島市役所中央町別館2階 第5会議室
- 3 出席者
 - (1) 審議会委員
高藤会長、石川副会長、住本委員、芹澤委員、原島委員、平井委員
 - (2) 事務局職員
（広聴文書課）谷村課長、諏訪部課長補佐、鵜澤主事
 - (3) 諮問課職員
（子育て支援課）渡邊課長、大林課長補佐、宮澤主事
- 4 会議の公開・非公開の別
公開
- 5 傍聴人
0人
- 6 審議会の内容
 - (1) 三島市子育て世帯物価高騰特別給付金給付事業に係る個人情報の目的外利用及び外部提供並びに新たな個人情報取扱事務の電子計算機処理に係る諮問について（資料1・2関係）

諮問事項について子育て支援課から説明があった後、次のような質疑応答がされた。

（委員）外部提供する児童手当台帳の情報とは、資料2の参考資料部分に書かれている情報なのですか。

（諮問課）外部提供する児童手当台帳の情報は資料1に記載のある住所、氏名、口座情報等に加え、児童と紐付けをする保護者の情報になります。児童単位で支給をするため、児童に加えて実際に支給される保護者の情報が必要となります。

（委員）改めて確認しますが、外部提供をする情報は具体的には、資料2の参考資料部分に列挙されている情報ということですか。

（諮問課）資料2の参考資料部分については電子計算機処理をする情報であり、各項目についてはそれぞれ電子計算機処理に必要な情報となっています。

（委員）申請型の場合の案内は市ホームページ等だけでは十分に周知ができ

ず、支給を受けることができない対象者が出てしまうのではないかと
いう懸念がありますが、個別の通知はするのですか。

(諮問課) 児童手当台帳の情報が利用できれば、住民基本台帳のデータと突合
することにより、申請型により支給を行うこととなる対象者を割り出
すことが可能となるため、個別での通知も行えると考えています。

(委員) 申請型の場合、通知をした場合に通知書等に記載される情報はどの
程度のものになるのですか。DV等により避難している場合など、住所
等が知られてしまうことはないのでしょうか。

(諮問課) 児童が市内に住んでいる場合に対象となっているため、保護者では
なく児童宛での通知を考えています。保護者が市内にいない場合につ
いても児童宛での通知となるため、住所等が児童と同居していない者
に知られることはないと考えています。

(委員) 実際に支給されるのはいつ頃になるのですか。

(諮問課) 今月中にも通知を開始し、支給拒否の意思表示を受けるために一定
の期間を設けた後の支給となります。早ければ2週間ほど、12月中旬
にも支給が開始されることとなります。

(委員) 児童手当台帳に記載されている情報は資料2の参考資料に記載のあ
る12項目のみですか。

(諮問課) 児童手当台帳に記録されている情報は12項目以上ありますが、外部
提供される情報は資料2の参考資料に記載のある12項目の内、11項
目となります。資料2は電子計算機処理についてのもとなっている
ため、外部提供する情報とは異なっています。項目の1~11番は、目
的外利用及び外部提供するもので、それに12番を加えたものを電子計
算機処理することとなります。

(委員) 児童手当台帳には何項目の情報が記録されているのですか。また、
そのうち外部提供される11項目の情報というのは必要最小限のもの
となっているのですか。

(諮問課) 児童手当台帳には、11項目以外にも情報があります。今回外部提供
される情報は必要最小限のものになっています。

(委員) 昨今、外部に委託した個人情報の流出案件が多く見られるが、外部
提供する個人情報の取扱については、リスクがあることを承知した上
で、審議会とは別に市でも議論を行っていただきたい。

(委員) プッシュ型の支給とすることで本給付金の支給対象者の8割がカバ
ーできるということで間違いはないですか。

(諮問課) 正確に把握できているわけではないが、過去の給付金等のデータか
ら、児童手当を受給していない世帯はおおよそ2割程度であり、8割

程度が児童手当の支給対象者であると考えています。

(委員) 資料2の参考資料の6番の識別番号のみを入手すれば、1～4番の情報は必要ないのではないですか。

(諮問課) 識別番号を入手すれば1～4番の情報も自動的に分かってしまうため、目的外利用及び外部提供を行う情報として記載しています。

(委員) プッシュ型を採用するに当たり、マイナンバーを利用するなどすれば支給等もスムーズに行えるのではないのでしょうか。

(諮問課) マイナンバーを利用することができる場合は、法令により厳しく制限されており、市が独自で給付等を行う事務にマイナンバーを利用することは現段階では難しいと考えています。

※ 本諮問については、適当と認める。

(2) 新個人情報保護法について

事務局より、新個人情報保護法について説明があった。